

## 「京都市国民健康保険及び後期高齢者医療の給付に係る業務委託」提案に係る選定基準

| 評価項目<br>(合計点)                    | 評価基準                                                                                                                         | 配点  |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1 基本方針<br>20 点                   | 本市の考え方を理解し、安定的かつ円滑に履行できるよう、明確かつ現実的な実施方針が示されているか。市民サービスを向上させるための具体的な方針が示されているか。                                               | 20  |
| 2 業務実施体制<br><br><br>35 点         | 全体の組織・実施体制が具体的に記述されているか。業務を円滑に実施するための遂行体制・指揮命令系統が提案されているか。本市との情報伝達を適切に行うための体制、仕組みが提案されているか。                                  | 10  |
|                                  | 本委託業務の統括を務める者が、本委託業務と同程度の規模の業務に係る管理・監督業務の経験を有しているか。本委託業務を円滑に実施するために、責任者の配置は適切に提案されているか。                                      | 10  |
|                                  | 事務を効率的に実施するために、資格・知識・経験を有する人員を、繁閑に応じて適切に配置する見込みが具体的に提案されているか。                                                                | 15  |
| 3 業務実施内容<br><br><br><br><br>50 点 | 本市が示す事務処理フロー等について、全て対応することを記載しているか。また、業務を効率的に実施するための方法が具体的に記述されているか。                                                         | 10  |
|                                  | 知識や経験が必要な内容点検等の業務内容に対する対応策が提案されているか。                                                                                         | 5   |
|                                  | 市民や事業者からの問合せに対し、迅速かつ適切に回答するための対応が具体的に提案されているか。                                                                               | 10  |
|                                  | 制度改正等について、本市と十分協議し対応できる体制となっているか。                                                                                            | 5   |
|                                  | マニュアルの運用方法、修正、定期的な見直しなどが具体的に提案されているか。                                                                                        | 10  |
|                                  | 令和7年度4月からの実施に向けた事前準備及び業務体制について、現実的かつ計画的な提案がなされているか。                                                                          | 10  |
| 4 人材育成<br><br>35 点               | 適切かつ安定的に人員を確保し、離職防止のための取組を具体的に提案されているか。                                                                                      | 15  |
|                                  | 質の高い業務を継続的に提供するために、従事者に対する必要な教育・フォローアップ等の具体的な方法が提案されているか。                                                                    | 20  |
| 5 リスク管理及び法令遵守<br><br><br>40 点    | リスク管理及び法令遵守についての具体的な記述があり、社内において適切な取組がなされているか。委託業務の実施に係る運営上生じる問題やリスクが検討され、危機管理、リスクマネジメントを踏まえた提案がされているか。                      | 10  |
|                                  | 市民等からの苦情や各種相談に対する体制、対応方法及びトラブルの未然防止策が具体的かつ明確に記述されているか。                                                                       | 10  |
|                                  | 個人情報の取扱いに、細心の注意が払われているか。個人情報保護及び情報漏えい防止に向けた会社の方針や取組が具体的かつ明確に記述されているか。                                                        | 10  |
|                                  | 情報漏えいや誤送付を起こさないための対応が具体的に提案されているか。未然防止とともに、事象発生後の対応が、適切に提案されているか。                                                            | 10  |
|                                  | 【減点項目】<br>過去に個人情報漏えい等の事故案件を起こした実績があるか。<br>無…減点なし、有…－20（最大）<br>※ただし、有の場合でも適切に対応した実績がある場合は、減点数を調整する。                           | 0   |
| 6 実績<br>20 点                     | 国民健康保険に係る給付業務について、地方公共団体（特に政令指定都市）における本委託業務又は派遣業務（ただし、正社員の常駐があったものに限る。）の導入実績があるか。<br>上記実績がない場合は、国民健康保険に係る資格業務について同程度の実績があるか。 | 20  |
| 7 その他<br>20 点                    | 業務委託終了時、新受託業者へ円滑に引き継ぎをする旨の提案がなされているか。                                                                                        | 5   |
|                                  | 京都市内の中小企業であるか。                                                                                                               | 5   |
|                                  | その他、独自の提案や創意工夫がなされているか。                                                                                                      | 10  |
| 8 見積金額<br>40 点                   | （最低提示価格／貴社提示価格）×40                                                                                                           | 40  |
| 合 計                              |                                                                                                                              | 260 |

それぞれの評価基準を5段階評価で採点する。

最低選定基準点は156点とし、当該基準を上回った者の中から選定する。ただし、「5 リスク管理及び法令遵守」の減点項目及び「8 見積金額」を除く各評価項目について、全て配点の4割を上回った者に限る。